

中小企業振興基本条例比較表

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>稲沢市中小企業振興基本条例（素案） 令和4年9月26日</p> <p>天下の奇祭として有名な「国府宮はだか祭」、また近年「織田信長公生誕の地」としても知られる稲沢市は、濃尾平野のほぼ中央部にあり、名古屋市へのアクセスが良いため、ベッドタウンとして発展してきました。交通の便の良さから大手企業等の工場が数多く立地しています。</p> <p>大化の改新（645年）の後、尾張国の国府が置かれて、政治的中心都市であるとともに奈良時代には、国分寺・国分尼寺が建立され、尾張大國霊神社が尾張国の総社と定められた。また、江戸時代には、東海道と中山道を結ぶ美濃路の宿場町として賑わいを見せていました。</p> <p>平成17年4月に稲沢市・旧祖父江町・旧平和町が合併し、新しい稲沢市が誕生し、キャッチコピー「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く文化創造都市」を掲げ、肥よくな土壌と温和な気候を生かし、植木や苗木の産地として発展してきました。</p> <p>稲沢市の業種構成の比率は、卸・小売業、サービス業、製造業、建設業、その他、バランスよく構成され、多様な産業集積が図られていますが、平成24年から事業所数、工業の事業者数、商業の事業者数、小規模事業者数のすべてが減少に転じ、人口も平成26年から減少に転じています。</p> <p>近年の経済国際化・企業間競争の激化に加え、少子高齢化、人口減少、消費構造の変化等、中小企業を取り巻く</p>	<p>江南市中小企業振興基本条例 令和元年9月27日</p> <p>江南市は、濃尾平野の北部、木曾川の南岸に位置し、古来より人々が集い生活を営む中で、多くの戦国武将を育み、活躍した地域である。</p> <p>産業では、明治時代に養蚕が盛んになり、絹織物産業が行われるようになった。戦後、高級カーテン等の室内装飾織物の分野では、全国から高い評価を得るようになり、また、絹織物産業だけでなく様々な業種の企業が互いに支え合い、成長を遂げてきた。</p>	<p>瀬戸市中小企業振興基本条例 令和2年3月30日</p> <p>わたしたちのまちは、千年以上の歴史と伝統を有するやきものの産地として栄え、戦後は陶磁器製造の技術を応用し、様々な工業製品を供給するとともに、多種多様な企業が立地する工業都市として発展してきました。その中でも、小規模企業を始めとする中小企業は、市内企業の大半を占めるなど、地域の産業及び経済の基盤を形成し、市民生活を支える重要な担い手として、まちづくりに貢献してきました。</p> <p>一方、少子高齢化による労働人口の減少や後継者不足、国際化に伴う企業間競争の激化、情報通信技術の高度化など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>環境は変化しており、経営者の高齢化、後継者不足、事業承継等の課題が深刻になってきています。</p> <p>こうした中で、市内の事業所の大半を占める中小企業は、様々な団体等と連携し、多様な事業活動を通じ、地域循環型経済の基礎であり続けるとともに、人材育成や雇用創造の中心的な役割を果たしています。</p> <p>稲沢市が将来にわたり、持続可能なまちづくりを進めていくためには、「生まれ、成長し、学び、働き、暮らす」という人間の営みをプロデュースし、それと地域づくりを連結させた新たなライフスタイルの提案が必要となります。地域を良くするのは、政府や行政に委ねられたものではなく、地域住民、地域の事業者自らが構想を立て、実行しなければ変化を生み出すことはできません。</p> <p>そのためには、中小企業者自らが、創意工夫して、新しい価値を創造し、地域で再投資を行い、事業経営の安定・向上を図るとともに、市民、市、事業者、関係団体が、市に対する誇りを持ち、連携・協働し、まちづくりの担い手として取り組むよう努めることが重要です。</p> <p>ここに、中小企業の役割とその重要性を理解し、中小企業の振興を重要な政策として位置付けると共に、中小企業の振興を通じて地域経済の循環を促進し、稲沢市に住んでよし、働いてよし、訪れてよしの魅力あふれる豊かなまちとするために、この条例を制定いたします。</p> <p>【稲沢市民憲章】 [昭和39年1月1日制定]</p> <p>○郷土を愛し、明るい市といたしましょう。 <以下3項略></p>	<p>こうした中で、市内の事業所の大半を占める中小企業者は、様々な団体等と連携し多様な事業活動を通じ、地域循環型経済の基礎であり続けるとともに、人材育成や雇用創造の中心的な役割を果たしてきた。</p> <p>近年、経済の国際化が急速に進んだことによる企業間競争の激化に加え、少子高齢化や人口減少、消費構造の変化等、中小企業を取り巻く環境は変化しており、その上、経営者の高齢化、後継者不足、事業承継等の課題が深刻になってきている。</p> <p>人も地域も生き生きとし、賑わいと魅力あふれる江南市であり続けるためには、地域循環型経済を活性化させ、多様で活力ある自立的発展を継続していくことが重要である。そのためにも、小規模企業者や小規模事業者を含む中小企業者が地域経済の重要な担い手であることを改めて認識するとともに、市民、企業及び行政の総力を結集させ、中小企業の振興と豊かな市民生活の実現を図るため、この条例を制定する。</p>	<p>このような時代において、中小企業が持続的な発展をしていくためには、自らの創意工夫のもと、主体的に経営の改善及び向上を図っていく必要があります。また、地域経済に携わる全ての者が、中小企業の果たす役割とその重要性についての認識を共有し、相互の連携を深め、一体となって中小企業を支えていかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、地域経済に携わる全ての総力を結集し、地域全体で中小企業の振興に取り組むため、ここに、この条例を制定します。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中小企業(小規模企業を含む)が地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興についての基本理念を定め、市民、市、中小企業及び関係団体の役割等並びに施策の基本となる方針を定め、これらが相互に連携し、これを総合的に実施することにより、中小企業の活性化を図り、それによって地域経済の持続的な発展、魅力あふれる豊かなまちづくりの推進及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有するものをいう。</p> <p>(2) 小規模企業者 中小企業のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所を有するものをいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中小企業の振興について、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)第2条第1項に規定する小規模企業者及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者を含む。)であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中小企業が地域において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、市の責務、中小企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進することにより、地域産業の活性化を図り、もつて地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域産業 地場産業、伝統的工芸品産業その他の市内のすべての産業をいう。</p> <p>(2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。</p> <p>(3) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(3) 中小企業団体 商工会議所、商工会、観光協会、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業を支援する事業を行う団体及び法人をいう。</p> <p>(4) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で、愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関であって、市内に事業所を有するものをいう。</p> <p>(5) 大企業 中小企業以外の事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。</p> <p>(6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者で、市内に事業所を有するものをいう。</p> <p>(7) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに愛知県内に所在する国又は愛知県が所管する公的研究機関をいう。</p>	<p>(2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。</p> <p>(3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内に事業所を有するものをいう。</p>	<p>(6) 中小企業団体 事業協同組合、商店街連合会、観光協会その他の中小企業を支援する事業を行う団体及び法人(商工会議所、金融機関及び支援機関を除く。)で、市内に事務所等を有するものをいう。</p> <p>(5) 商工会議所 商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基づく商工会議所であって、市内に事務所を有するものをいう。</p> <p>(8) 支援機関 国又は愛知県(以下「県」という。)が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で県内に事務所を有する法人及び中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第32条第1項に規定する認定経営革新等支援機関で市内に事務所を有するものをいう。</p> <p>(4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所等を有するものをいう。</p> <p>(7) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)に規定する信用金庫その他の金融業を営む者で、市内に事務所等を有するものをいう。</p> <p>(9) 大学等 県内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。</p> <p>(10) 研究機関 県内に所在する国、県等が所管する試験研究機関をいう。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(8) 市民 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者又は市内で市民活動等を行う個人又は団体をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。</p> <p>(1) 中小企業者の自主的な努力及び創意工夫と経営向上に対する主体的な努力が推進されなければならない。</p> <p>(2) 中小企業者が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に推進されなければならない。</p> <p>(3) 経営資源（設備、技術、知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう）の確保が困難であると認められる小規模企業者に対して、その経営の規模及び形態を勘案し、事業の持続的な発展に向けた支援が推進されなければならない。</p> <p>(4) 市民、市、中小企業団体、支援機関、大企業、金融機関及び教育機関が中小企業者とともに、民主的な考案のもと、相互に連携して推進されなければならない。</p> <p>(5) 自然環境、地域産品、人材、技術、産業構造その他の市の地域資源を総合的に活用して推進されなければならない。</p>	<p>(5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</p> <p>(1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。</p> <p>(2) 中小企業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。</p> <p>(3) 中小企業の果たすべき役割の重要性を理解した上で、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民が協力して行うこと。</p>	<p>(11) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</p> <p>(1) 中小企業者の自主的な努力を基本とし、経営の改善及び向上が図られること。</p> <p>(2) 中小企業者が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。</p> <p>(3) 中小企業者、大企業者、商工会議所、中小企業団体、金融機関、支援機関、大学等、研究機関、国、県及び市が相互に連携するとともに、市民の協力を得ること。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(市の役割)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の実態を的確に把握することに努めるとともに、社会経済情勢の変化に対応した、適切な中小企業の振興に関する施策を策定し実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、中小企業者、中小企業団体、支援機関、大企業、金融機関、教育機関及び市民と協力して効果的に行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争並びに契約の適正な履行の確保に留意しつつ、市内の中小企業の受注機会（新規契約の事業所を含む）の増大に努めるものとし、受注者に対しては市内への再投資を促すように努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、中小企業の事業発展のために市内の市街化調整区域の規制を緩和し、優位的円滑に企業立地を推し進め、市外への事業所の移転の抑制に努めるものとする。</p> <p>(市議会の役割)</p> <p>第5条 市議会は、基本理念にのっとり、次の号に掲げる役割を担い、多様な主体（地域づくり活動を行うことのできる地域のさまざまな担い手）との意見交換に努めるものとする。</p> <p>(1) 市議会は、中小企業等の振興に関し、市の事務執行の精査及び評価、政策企画立案に努めるものとする。</p>	<p>(市の責務等)</p> <p>第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の実態の的確な把握に努めるとともに、中小企業振興施策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>2 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めなければならない。</p> <p>3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者に配慮し、事業を着実に運営できるよう必要な環境を整えるものとする。</p> <p>3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、国、県その他の関係機関との連携を図るものとする。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(中小企業者の役割)</p> <p>第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、経済的社会的環境の変化に対応して、自らの創意工夫のもと、事業計画に基づいた新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営革新、経営基盤の強化等に努めるものとする。</p> <p>(1) 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、市の地域資源の利活用、市内での再投資、雇用機会の確保及び人材の育成、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境整備、その他労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(2) 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献し、地域社会と協働することで、事業活動を通じて地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、中小企業団体への加入や支援機関等の活用を積極的に行い、他の中小企業、大企業、金融機関、学校及び市民と交流し、互いの協力によって、一層の事業の発展を図るよう努めるものとする。</p> <p>(4) 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興、及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(中小企業者の努力)</p> <p>第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)及び経営基盤の強化に努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員として社会的責任を認識し、地域社会の発展及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(中小企業者の努力)</p> <p>第5条 中小企業者は、経済的又は社会的環境の変化に対して自らの創意工夫のもと、新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、自らが地域産業の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員の福利厚生の充実及び従業員の生活と仕事の調和に努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、商工会議所及び中小企業団体、支援機関等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。</p> <p>5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(中小企業団体の役割)</p> <p>第7条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、中小企業の経営の向上、改善及び革新に積極的に取り組むものとする。</p> <p>(1) 中小企業団体は、中小企業の実態を把握し自らの事業活動に反映するとともに、会員相互の関係強化の促進、及び他の団体との連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>(2) 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(支援機関の役割)</p> <p>第8条 支援機関は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、中小企業に対し、事業活動に有効な国、県、市等の施策や支援事業の情報を提供するとともに、支援機関相互の連携を図り、経営力向上又は経営革新及び創業の支援に努めるものとする。</p> <p>(1) 支援機関は、多様化及び複雑化する中小企業の経営課題に対し、課題解決に向けた事業計画の策定等の</p>	<p>(中小企業団体の役割)</p> <p>第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営課題に対し、解決に向けた事業計画の策定支援等、専門性の高い支援を通じ、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。</p> <p>2 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。</p>	<p>(小規模企業者の努力)</p> <p>第6条 小規模企業者は、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、他の小規模企業者及び多様な主体との連携を推進し、自主的かつ創造的に技術の向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。</p> <p>(中小企業団体の役割)</p> <p>第9条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(支援機関の役割)</p> <p>第11条 支援機関は、専門性の高い支援を通じて、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。</p> <p>2 支援機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>専門性の高い支援を通じ、中小企業の経営力の強化に努めるものとする。</p> <p>(2) 支援機関は、自らの専門性の高い知識及び事業活動を通じて、市が実施する中小企業の振興及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(大企業の役割)</p> <p>第9条 大企業は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力を努めるものとする。</p> <p>(1) 大企業は、地域経済の振興を図るため、市の地域資源の利活用に努めるものとする。</p> <p>(2) 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市が実施する中小企業の振興及び魅力</p>	<p>(大企業者の役割)</p> <p>第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。</p>	<p>(商工会議所の役割)</p> <p>第8条 商工会議所は、中小企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。</p> <p>2 商工会議所は、中小企業者の実態を把握するとともに、他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>3 商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(大企業者の役割)</p> <p>第7条 大企業者は、中小企業者の発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。</p> <p>2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するとともに市民と協働し、地域のまちづくり活動に積極的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 大企業は、中小企業団体への加入し、相互に連携に努めるものとする。</p> <p>(金融機関の役割)</p> <p>第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を市や中小企業団体とも連携して担い、中小企業が経営の安定化及び新たな事業展開等の経営革新並びに向上に取り組むことができるよう、中小企業に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 金融機関は、市内における起業又は創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。</p> <p>(2) 金融機関は、新たな事業展開等における事業計画や資金計画の策定、補助金の支援を積極的に努めるものとする。</p> <p>(3) 金融機関は、市内におけるビジネスマッチングや事業承継、海外ビジネスサポート等の支援を積極的に努めるものとする。</p> <p>(4) 金融機関は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(金融機関の役割)</p> <p>第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるように、円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うなど、中小企業者に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 金融機関は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。</p>	<p>(金融機関の役割)</p> <p>第10条 金融機関は、中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(教育機関の役割)</p> <p>第11条 教育機関は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、社会見学、職場体験活動等を通じてキャリア教育を推進し、次世代の地域の産業経済を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 教育機関は、民間企業、国及び地方公共団体との連携を通じた研究開発などにより中小企業の成長、発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 教育機関は、人材の育成及び研究開発並びにその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の振興及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(市民の理解及び協力)</p> <p>第12条 市民は、基本理念を理解し、消費者として市内において生産され、製造され又は加工された物を消費し、市内で提供されるサービスを利用する等により、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展、魅力あふれる豊かなまちづくり及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の成長及び発展に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第13条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、関係機関の連携により必要な施策の実施に努めるものとする。</p>	<p>(市民の理解及び協力)</p> <p>第9条 市民は、中小企業振興施策が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第10条 市は、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。</p>	<p>(大学等の役割)</p> <p>第12条 大学等は、人材の育成及び学生への中小企業者の情報提供を通じて、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>2 大学等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(研究機関の役割)</p> <p>第13条 研究機関は、研究開発及びその成果の普及を通じて、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>2 研究機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(市民の理解及び協力)</p> <p>第14条 市民は、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与していることについての理解を深め、中小企業者の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第15条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(1) 経営の安定化 中小企業者の経営資源の強化及び資金調達の円滑化に向けた施策を推進するように努めるものとする。</p> <p>(2) 経営の革新 中小企業者が、自らの創意工夫と主体的な努力によって、新たな事業展開に挑戦することを推進するために、企業立地の促進、新商品及び新技術の成果の普及、販路拡大及び成長が見込まれる分野への進出に必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(3) 事業の承継 中小企業の経営者の高齢化や後継者不足を解消するために、市内の優良な事業所と事業所のM&A (Mergers and Acquisitions(買収)) に必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(4) 創業の推進 大きく変化する社会経済環境の中、創業者の支援、事業者(農業者を含む)の新規事業展開、施策利用等の相談窓口として、稲沢商工会議所、祖父江町商工会・平和町商工会と連携し、創業経営支援センター(通称：スタートアップいなざわ)を通じて、支援に努めるものとする。</p>	<p>(1) 中小企業者の経営の安定及び経営の革新を促進すること。</p> <p>(2) 中小企業者の創造及び新技術の開発を促進すること。</p> <p>(3) 中小企業者の資金調達を円滑化すること。</p> <p>(4) 中小企業者の産学官連携を促進すること。</p> <p>(7) 創業を促進すること。</p>	<p>(1) 中小企業者の経営基盤の強化及び健全な発展の促進を図ること。</p> <p>(2) 中小企業者の成長分野への進出及び販路拡大の促進を図ること。</p> <p>(3) 中小企業者の企業間連携及び産学官連携の促進を図ること。</p> <p>(6) 中小企業者の円滑な事業承継及び技術継承の支援を図ること。</p> <p>(4) 中小企業者の創業の促進を図ること。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(5) 雇用の推進 市内住民の雇用の促進及び市内求職者並びに市外からの転入による求職者、高齢者や障がい者雇用に対する就労支援に努めるものとする。</p> <p>(6) 人材育成の支援 中小企業者の事業の継続に資するため、中小企業を担う人材の育成及び事業承継の支援に努めるものとする。</p> <p>(7) 商店街等の地域内の経済循環の支援 小売業、サービス業及びその他の商業を営む者が行う商店街の事業等、商業の活性化に資すると認める事業への必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(8) 小規模企業の経営支援 小規模企業者に対する中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営の規模及び形態を勘案し、必要な情報を提供することに努めるものとする。</p> <p>(9) 観光サービスの発展及び需要の創出 歴史的文化財や観光名所を市内外の人に知っていただき、持続可能な観光まちづくりの推進を図るとともに、新たな観光名所の発掘や創出支援に努めるものとする。</p>	<p>(5) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。</p> <p>(6) 中小企業者の事業承継を支援すること</p> <p>(8) 中小企業振興施策等の情報を周知すること。</p>	<p>(5) 中小企業者の人材の確保及び育成の支援を図ること。</p> <p>(8) 中小企業者の発展のための積極的な広報活動を図ること。</p> <p>(9) 市が発注する工事、物品購入、役務の提供等において、中小企業者の受注機会の確保を図ること。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>(10) 地場産業(植木・苗木生産)や農業の発展及び需要の創出</p> <p>植木・苗木の日本4大生産地として、耕作放棄地や農地の健全な利用、次世代を担う青年層が将来に夢と希望を抱けるような産業に再び発展させるために、健全経営を目指す計画的な企業になるために必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(11) BCP事業継続計画(Business Continuity Plan)の支援</p> <p>経営基盤の脆弱な中小企業が、自然災害やテロ、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続・早期復旧できる方策を用意し、持続可能な経営戦略を記述した計画書の作成に必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(12) 世界基準の取組(SDGsやDX)への支援</p> <p>持続可能な開発目標SDGs(Sustainable Development Goals)やDX(Digital Transformation)に係る取組に寄与することを目的として、中小企業者が進化したIT技術を浸透させ、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得し、持続可能な企業へと発展していくことへ必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(13) 「ゼロカーボンシティ宣言」取組への支援</p> <p>次世代の子どもたちに、安心して暮らすことができる環境を残し、グリーン社会(環境保全や持続可能な循環型社会等を基盤とする社会)を実現するために、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする</p>		<p>(7) 中小企業者の災害時における事業継続の支援を図ること。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>「ゼロカーボンシティ」に向けた取組として、再生可能エネルギーの研究や自然環境の再構築、廃棄物削減事業など環境分野の企業立地や雇用促進、環境対策への投資等、環境問題への取組を施策展開の中心に据え、経済発展と環境保全の両方の課題を同時に解決する支援に努めるものとする。</p> <p>(地域計画)</p> <p>第14条 市は、中小企業団体等が作成した中小企業の振興、地域経済の持続的な発展及び魅力あふれる豊かなまちづくりを推進するための地域計画が、市の総合計画の基本理念に沿っていると認めるときは、当該計画を認定することができる。</p> <p>(1) 市は、地域計画の認定をした場合は、当該地域計画を公表するものとする。</p> <p>(2) 第1項に規定する認定を受けた地域計画の対象とする地域に事務所等を有する事業者は、当該地域計画を尊重して事業活動を行うものとする。</p> <p>(施策の推進に係る措置)</p> <p>第15条 市は、第13条から前条までの中小企業の振興に関する施策の推進にあたっては、中小企業者等の意見を聴取する場（車座会議）を3か月毎もしくは中小企業団体より依頼があった場合に設け、その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を</p>	<p>(施策の推進に係る措置)</p> <p>第11条 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 中小企業者、中小企業団体、市民等から意見を聴取し、中小企業振興施策を検討する場</p>	<p>(10) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること。</p>

稲沢市 提言案	江南市	瀬戸市
<p>加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第16条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>を設ける。</p> <p>(2) 中小企業の状況を把握し、前号の規定による中小企業振興施策の検討内容を踏まえ、適宜、中小企業振興施策の見直し等を行い、その結果を公表する。</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第12条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>